

■ サービスについて

BNI 送金カードサービスは、まず事前に送金内容、受取人情報を登録します。登録完了後、送金カードを郵送にて受け取ります。送金をされるときに、送金カードでゆうちょ銀行の ATM にて送金資金を現金で入金します。送金資金は、ご登録済みの受取人口座へ送金されます。

*送金資金の入金は、ゆうちょ銀行ATMでのみご利用いただけます。提携ATMからはご利用いただけませんのでご注意ください。

*送金カードサービスの受取人口座は、最大5つまで登録できます。

■ 手数料

送金通貨	手数料
Rupiah (IDR) ルピア建て	1,000円

※送金額はご入金金額から上記の送金手数料を差し引いた金額になります。
※現地銀行で発生する手数料は受取人の負担となります。

■ 事前にご申告いただく内容について

外国送金のお取引では、送金原資、送金目的、受取人様との関係等についてご申告していただけます。お取り扱い内容によって、弊社からお客様あてに確認のご連絡をさせていただく場合がございます。

また、国内の関係法令遵守の観点から、お取り扱いできない場合もございますのでご理解いただけますようお願いいたします。

■ お申し込みからご送金までの流れ

1. お申し込みに必要な書類をご送付ください



BNI 送金カードサービス申込書兼告知書*¹と下記本人確認書類*²、個人番号確認書類をご送付ください。

本人確認書類のコピー 2 種類

(内 1 点は顔写真付き)

- 運転免許証(表裏両面)
- 個人番号カード(表面) など

個人番号確認書類 下記のうち 1 種類

- 通知カード(現住所記載のもの)
(表裏両面、裏面に裏書がない場合は表面のみ)
- 個人番号カード(表裏両面) など

*¹ 弊社ウェブサイトより印刷していただくか、お電話にてご請求ください。

*² 外国籍の方は、在留カード(表裏両面)のコピーを本人確認書類としてご送付ください。いずれも有効期限内のものに限ります。

上記書類に加え、送金内容確認資料、送金原資確認資料等をいただく場合がございます。

2. 送金カードをお受け取りください



送金カードをお送りしますので、お受け取りください。

送金カードは受取口座ごとに個別に発行されるものです。

本サービスのお申込み、ご利用は原則日本国内在住の個人のお客様に限らせていただきます。

ご登録されていない受取人へのご送金は、窓口または現金書留による送金サービスをご利用ください。

3. 送金資金をご入金ください



ゆうちょ銀行ATMにて送金カードを使い、手数料を含む送金資金を、現金にてご入金ください。

複数の送金カードをお持ちの方は、カードの取り違えがないようご注意ください。

お近くのゆうちょ銀行のATMから、現金にてご入金いただけます。提携ATMからはご利用いただけませんのでご注意ください。(一部のファミリーマートに設置されているゆうちょ銀行ATMはご利用可能です。)

入金は紙幣のみ、200枚まで可能です。硬貨は入金できません。

4. 送金実行通知を受け取りください



送金資金の入金確認後、登録された送金先に外国送金を実行いたします。

送金通貨は、インドネシアルピアのみのお取扱いとなります。

外国送金に適用される為替レートは弊社が外国宛て送金を実行する時の弊社所定のレートとなります。

尚、為替レートは市場の変動により、予告なく変更することがありますので、ご了承ください。

送金実行通知をご依頼人住所に郵送いたしますので、送金内容のご確認をお願いします。

送金実行通知は、登録されている住所以外の住所への送付や発送の保留・停止はできません。

2回目以降のご送金は「3.送金資金を入金ください」からのお手続きになります。

■ 登録内容変更

住所、電話番号、勤務先、送金原資、送金目的、受取人口座等、登録事項に変更があった場合は、ご送金の前に速やかにご連絡をお願いします。

■ 解約

ご利用予定のなくなったBNI 送金カードサービスは、ご解約手続きをお願いします。最終ご利用日から2年間ご利用が無かった場合は、BNI 送金カードサービスは自動的に解約されます。

送金カードサービスに関するお問い合わせ先・申込書類送付先

バンクネガラインドネシア 東京支店

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目10番2号 ぬ利彦ビル南館

TEL : 03-6228-7348 受付時間：月 - 金 9:00 - 17:00(祝祭日は除く)

Email : remit@ptbni.co.jp

Website : http://www.ptbni.co.jp

記入例 (個人)

黒のボールペンで、送金人ご本人様による自署でご記入ください。
 ローマ字活字体の大文字でご記入ください。
ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

CARD
カード

APLIKASI BNI REMITTANCE CARD SERVICE DENGAN PERNYATAAN BNI送金カードサービス申込書兼告知書

- MOHON DIISI DENGAN HURUF BESAR. (アルファベットは大文字でご記入ください。)
- MOHON DIISI DENGAN BOLDPEN HITAM. (黒インクのボールペンでご記入ください。)
- MOHON BERI TANDA ✓ APABILA DIPERLUKAN. (必要に応じて✓にチェックを入れてください。)

Date: _____

INFORMASI PENDAFTAR KIRIMAN UANG 送金人情報	NAMA PENDAFTAR 送金依頼人氏名(ローマ字 姓・名) YAMADA TARO 上記の日本語表記 (山田 太郎)		TANGGAL LAHIR 生年月日 Tahun (年) / Bulan (月) / Tanggal (日) 1970年7月7日	KEWARGANEGARAAN 国籍 日本	
	ALAMAT RUMAH ご依頼人住所(ふりがな) *HARUS SAMA DENGAN KARTU IDENTITAS 本人確認書類と同一の住所 KODE POS 〒 100-0001 とうきょうと ちよだく まるのうち 東京都千代田区丸の内 3-1-X				
	NO. TELEPON YANG DAPAT HUBUNGI HARUS DIISI. 日中連絡がとれる電話番号を必ずご記入ください。	NO. TELEPON 電話番号 03-0000-0000	NO. HP 携帯電話番号 090-0000-0000	NO. FAX FAX番号 03-0000-0000	
	PEKERJAAN ご職業 会社員	NAMA PERUSAHAAN 勤務先 株式会社ビーエヌアイ			
	ALAMAT PERUSAHAAN 勤務先所在地 東京都千代田区丸の内 3-1-X		NO. TEL PERUSAHAAN 勤務先電話番号 03-0000-000X	NO. FAX PERUSAHAAN 勤務先FAX番号 03-0000-000X	
SUMBER DANA 送金原資 <input checked="" type="checkbox"/> GAJI 給与 <input type="checkbox"/> TABUNGAN 預金 <input type="checkbox"/> DANA USAHA 事業資金 <input type="checkbox"/> BEASISWA 奨学金 <input type="checkbox"/> LAIN-LAIN その他 →		PERKIRAAN BERAPA KALI KIRIMAN UANG DALAM SETAHUN 年間利用予定回数 12	PERKIRAAN JUMLAH KIRIMAN UANG DALAM SETAHUN (YEN) 年間予想合計送金額(日本円) ¥1,000,000.-		
<input type="checkbox"/> Saya/Kami Remittance Card Service (Pasal 4 ayat 3), dan meminta kepada pihak Bank untuk melaksanakan kiriman uang sesuai yang tertera di bawah ini. 私/私どもは貴行(BNI送金カードサービス取引規定)(個人情報の第三者提供に関する規定(第4条))に基づき、本申込書に記された内容に同意し、本行に送金依頼をさせていただきます。		<input checked="" type="checkbox"/> Saya/Kami Remittance Card Service (Pasal 4 ayat 3), dan menyatakan bahwa informasi yang ada di bawah ini sesuai dengan ketentuan yang tertera di bawah ini. 私/私どもは「内国税の適正な課税の確保を図るための送金等の提出等に関する規定」に基づき、本申込書に記された内容に同意し、本行に送金依頼をさせていただきます。			
<input type="checkbox"/> Saya/Kami Remittance Card Service (Pasal 4 ayat 3), dan menyatakan bahwa informasi yang ada di bawah ini sesuai dengan ketentuan yang tertera di bawah ini. 私/私どもは「内国税の適正な課税の確保を図るための送金等の提出等に関する規定」に基づき、本申込書に記された内容に同意し、本行に送金依頼をさせていただきます。		登録日から1年間のお取り扱い送金額となります。 例：家族への生活費として、毎月1回7-8万円送る予定。 8万円×12回=96万 約100万円。			
内容をご確認の上、✓を入れてください。 該当する方は別途ご申告をお願いします。 「外国の重要な公的地位にある者」※の例： 国において、首相、大臣、国会議員、大使、軍高官、中央銀行役員、国営企業の役員、最高裁判所裁判官などに相当する方です。ご家族、退職・退官された方も含まれます。日本国において、その役職の方は対象外です。		申込書兼告知書にご記入いただきました右記のご署名は、今後のお手続きで必要になる場合がございます。			
Saya/Kami Remittance Card Service (Pasal 4 ayat 3), dan menyatakan bahwa informasi yang ada di bawah ini sesuai dengan ketentuan yang tertera di bawah ini. 私/私どもは「内国税の適正な課税の確保を図るための送金等の提出等に関する規定」に基づき、本申込書に記された内容に同意し、本行に送金依頼をさせていただきます。		山田太郎 2017年1月15日 Tahun (年) / Bulan (月) / Tanggal (日)			



INFORMASI PENERIMA MADRID INDONESIA 受取人情報	NAMA PENERIMA* 受取人氏名(注：口座名義と同一) * HARUS SAMA DENGAN PEMEGANG REKENING. YAMADA HANAKO		HUBUNGAN DENGAN PENERIMA 受取人との関係 妻
	ALAMAT PENERIMA* 受取人住所 * ISILAH LENGKAP. JL. GAJAH MADA NO.XX RENON DENPASAR BALI		NO. TELEPON PENERIMA 受取人電話番号 0361-00000
	BANK PEMBAYAR 支払先銀行名 BNI		MATA UANG 送金通貨 PILIH LAH SALAH SATU. 以下の通貨の内1つをお選びください。 JPY (円) → <input checked="" type="checkbox"/> RUPIAH (IDR) インドネシアルピア JPY (円) → <input type="checkbox"/> US DOLLAR (USD) USドル JPY (円) → <input type="checkbox"/> YEN (JPY) 日本円
	KANTOR CABANG 支店名 RENON		TUJUAN KIRIMAN UANG 送金目的 <input checked="" type="checkbox"/> BIAYA HIDUP KELUARGA / 生活費 <input type="checkbox"/> TABUNGAN / 預金 <input type="checkbox"/> PEMBAYARAN BARANG / 商品代金支払い
	ALAMAT KANTOR CABANG 支店所在地 *JIKA ANDA TAHU. 判明していれば。 RENON		DETIL BARANG / 商品購入内容 NEGARA ASAL / 原産地 PELABUHAN MUAT / 船積地 Untuk pembayaran perdagangan perantara, mohon isi kota tujuan, dan jika memungkinkan, mohon isi kota asal dan nomor rekening penerima. Untuk pembayaran perdagangan perantara, mohon isi kota tujuan, dan jika memungkinkan, mohon isi kota asal dan nomor rekening penerima.
NOMOR REKENING PENERIMA 受取人口座番号 0000000000		<input type="checkbox"/> LAIN-LAIN / その他	

口座名義と同じ表記でご記入ください。
 送金人から見たご関係になります。
 例：送金人(夫)、受取人(妻)の場合は、「妻」とご記入ください。

送金依頼人のマイナンバー(個人番号)をご記入ください。
 併せて個人番号を確認できる書類のコピーをご送付ください。

MY NUMBER 123456789012

CARD カード **APLIKASI BNI REMITTANCE CARD SERVICE DENGAN PERNYATAAN**
BNI送金カードサービス申込書兼告知書

- MOHON DIISI DENGAN HURUF BESAR. (アルファベットは大文字でご記入ください。)
- MOHON DIISI DENGAN BOLPEN HITAM. (黒インクのボールペンでご記入ください。)
- MOHON BERI TANDA APABILA DIPERLUKAN. (にチェックを入れてください。)

Date: _____

INFORMASI PENDAFTAR KIRIMAN UANG 送金人情報	NAMA PENDAFTAR 送金依頼人氏名(ローマ字 姓・名)		TANGGAL LAHIR 生年月日 Tahun (年) / Bulan (月) / Tanggal (日)	KEWARGANEGARAAN 国籍
	上記の日本語表記 ()			
	ALAMAT RUMAH ご依頼人住所(ふりがな) *HARUS SAMA DENGAN KARTU IDENTITAS 本人確認書類と同一の住所		KODE POS 〒	
	NO. TELEPON YANG DAPAT HUBUNGI HARUS DIISI. 日中連絡がとれる電話番号を必ずご記入ください。	NO. TELEPON 電話番号	NO. HP 携帯電話番号	NO. FAX FAX番号
	PEKERJAAN ご職業	NAMA PERUSAHAAN 勤務先		
	ALAMAT PERUSAHAAN 勤務先所在地	NO. TEL PERUSAHAAN 勤務先電話番号	NO. FAX PERUSAHAAN 勤務先FAX番号	
	SUMBER DANA 送金原資 <input type="checkbox"/> GAJI 給与 <input type="checkbox"/> TABUNGAN 預金 <input type="checkbox"/> DANA USAHA 事業資金 <input type="checkbox"/> BEASISWA 奨学金 <input type="checkbox"/> LAIN-LAIN その他 →	PERKIRAAN BERAPA KALI KIRIMAN UANG DALAM SETAHUN 年間利用予定回数	PERKIRAAN JUMLAH KIRIMAN UANG DALAM SETAHUN (YEN) 年間予想合計送金額(日本円)	
<input type="checkbox"/> Saya/Kami menegaskan bahwa pernyataan di bawah ini adalah benar. • Berdasarkan Undang Undang Perdagangan Luar Negeri dan Valuta Asing (Foreign Exchange Law), menyatakan bahwa kiriman uang ini tidak terkait dengan Korea Utara dan Iran. • Saya/Kami tidak termasuk kategori Foreign PEPs*. *Politically Exposed Persons Apabila ada perbedaan terhadap pernyataan di atas, maka Saya/Kami akan memberitahukan kepada Bank. <input type="checkbox"/> 下記に間違いありません。該当する場合は、実行へ申告します。 ・外為法における北朝鮮・イラン関連規制に該当しません。 ・外国の重要な公的地位にある者に該当しません。			TANDA TANGGA PENDAFTAR 送金依頼人 自署	
Saya/Kami menyetujui syarat-syarat dan ketentuan yang berlaku dalam "Syarat dan Ketentuan (Terms and Conditions) BNI Remittance Card Service" dan "SYARAT DAN KETENTUAN UNTUK TRANSAKSI PENGIRIMAN UANG LUAR NEGERI", dan meminta kepada pihak Bank untuk melaksanakan kiriman uang seperti yang tertera di bawah ini. 私/私どもは貴行「BNI送金カードサービス取引規定」「外国送金取引規定」に同意し、下記送金を依頼します。 Saya/Kami menyatakan bahwa informasi yang ada di bawah ini sesuai dengan peraturan Pasal 3 dari "Act on Submission of Statement of Overseas Wire Transfers for Purpose of Securing Proper Domestic Taxation". 私/私どもは「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第3条の規定により下記内容を告知します。 Saya/Kami menegaskan bahwa informasi yang Saya/Kami tulis adalah benar, jika terdapat alamat atau tujuan kiriman uang berbeda dengan yang tertulis di bawah ini, Saya/Kami akan segera menyampaikan tambahan informasi kepada Bank. 私/私どもは本申込用紙に記載された内容に間違いのないことを確認します。また、住所、送金目的等記載事項に変更が生じた場合直ちに実行まで申告します。				
			Tahun (年) / Bulan (月) / Tanggal (日)	

INFORMASI PENERIMA MADI INDONESIA 受取人情報	NAMA PENERIMA*) 受取人氏名(注: □座名義と同一) *) HARUS SAMA DENGAN PEMEGANG REKENING.	HUBUNGAN DENGAN PENERIMA 受取人との関係
	ALAMAT PENERIMA*) 受取人住所 *) ISILAH LENGKAP.	NO. TELEPON PENERIMA 受取人電話番号
	BANK PEMBAYAR 支払先銀行名	MATA UANG 送金通貨 PILIH SALAH SATU. 以下の通貨の内1つをお選びください。 JPY (円) → <input type="checkbox"/> RUPIAH (IDR) インドネシアルピア JPY (円) → <input type="checkbox"/> US DOLLAR (USD) USドル JPY (円) → <input type="checkbox"/> YEN (JPY) 日本円
	KANTOR CABANG 支店名	TUJUAN KIRIMAN UANG 送金目的 <input type="checkbox"/> BIAYA HIDUP KELUARGA / 生活費 <input type="checkbox"/> TABUNGAN / 預金 <input type="checkbox"/> PEMBAYARAN BARANG / 商品代金支払い (DETIL BARANG / 商品購入内容) NEGARA ASAL / 原産地 PELABUHAN MUAT / 船積地 Untuk pembayaran perdagangan perantara, mohon isi kota tujuan. 仲介貿易取引の場合は仕向地の記載をお願いします。 <input type="checkbox"/> LAIN-LAIN / その他
	ALAMAT KANTOR CABANG 支店所在地 *JIKA ANDA TAHU. 判明していれば。	
NOMOR REKENING PENERIMA 受取人口座番号		

HANYA DIISI OLEH PIHAK BANK 銀行使用欄

CARD 1 NO.	<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 高リスク取引の確認 <input type="checkbox"/> 要 確認記録書作成 <input type="checkbox"/> 確認済みの確認	外為法上の適法性確認 - 外為法上許可不要 - イラン・北朝鮮規制関連なし	DGM / SPV
CARD 2 NO.				

BNI 送金カードサービス取引規定

1. (サービス概要)

- (1) BNI 送金カード (以下「送金カード」という) サービスは、送金依頼人がバンクネガラインドネシア東京支店 (以下「当行」という) に、事前に特定の送金先情報等を登録することで、送金カードを使用して送金の依頼を行うことができるサービスです。
- (2) 本サービスはインドネシアの家族又は本人口座宛に向け円資金を原資としたルピア建ての送金サービスです。一回の送金限度額は原則として 500,000 円とさせていただきます。これを超える送金についてはあらかじめご相談ください。また一定期間のご送金合計金額に応じて所定の確認をさせていただくことがあります。
- (3) 本サービスによる送金取引につきましては、本規定の他に当行の外国送金取引規定により取扱うものとします。

2. (BNI 送金カード)

- (1) 送金カードサービスのお申込みに伴い発行される送金カードの所有権は当行に属するものであり、日本の居住者である送金依頼人が事前登録済みの受取人宛に海外送金を行うための、原則として個人利用に限られます。したがって送金カードの第三者への譲渡や貸与はできません。
- (2) 送金カードの紛失または盗難にあった場合は当行へすみやかに届け出てください。届出を受けて当行は直ちに送金カードサービスの利用を停止します。当行が届出を受ける前に送金依頼人に生じた損失または損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 送金カードの再発行等にあたり、当行所定の手数料をお支払いいただきます。
- (4) 送金カードは送金依頼人一人につき 5 枚まで発行できます。送金カード 1 枚につき登録できる送金受取人は原則一人となります。
- (5) 送金カードは送金依頼人の依頼により発行されます。かかる依頼の際には、当行所定の BNI 送金カードサービス申込書に必要事項を記入いただくとともに、所定の本人確認書類等をご提示いただくことが必要となります。

3. (送金の受付)

- (1) 送金カードサービスは、送金依頼人がゆうちょ銀行 ATM にて、送金カードを使用し当行名義の口座に送金資金を入金することにより、当行は送金依頼を受け付けるものとします。
- (2) 当行は、当行名義の口座に送金資金が入金された場合にのみ当該送金に関する責任を負います。

4. (送金の実行と保留・停止等)

- (1) 毎営業日午後 3 時までに入金確認のできた資金についてのみ当日扱いの送金となり、それ以降の資金は翌営業日扱いとさせていただきます。

- (2) 当行は、送金依頼人の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めていることがあります。送金依頼人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、送金を保留または停止することがあります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する送金依頼人の回答、具体的な取引の内容、送金依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法等への抵触のおそれがあると判断した場合には、送金を保留または停止することがあります。
- (4) 送金実行通知は、送金の都度、当店に登録された最新の住所に郵送いたします。発送の保留、停止はできません。送金実行通知は、送金の内容訂正、組戻しの際ご提示いただきますので、大切に保管してください。

5. (解約等)

- (1) 送金カードサービスを解約する場合には、書面により解約を申し出てください。
- (2) 次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行はこの外国送金取引を停止し、または送金依頼人に通知することにより解約できるものとします。その場合、解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 送金が犯罪、マネー・ロンダリング、その他反社会的活動等に関連している可能性があるかと疑うに足る相当の事由があるとき
 - ② 送金目的、資金の原資等が確認できる資料、申告書その他当行が要請する必要書類を提出していただけないとき
 - ③ 2 年以上にわたりご使用されないとき
 - ④ 送金実行通知等の郵送物が送金依頼人に届かない場合でかつ一定期間送金依頼人と連絡が取れないとき

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当な方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、別途定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2019年7月1日現在)

1. (適用範囲)

当行所定の外国送金依頼書兼告知書、BNI外国送金用口座申込書兼告知書またはBNI送金カードサービス申込書兼告知書(以下「外国送金依頼書」といいます。)による次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取扱います。

- ① 外国向送金取引
- ② 国内にある本店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③ 外国為替法規上の(非)居住者と非居住者との間における本店と他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- ④ その他前各号に準ずる取引

2. (定義)

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 外国向送金取引
送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う次のことをいう。
a. 送金依頼人の指定する外国にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金をすることを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること(口座振込)
b. 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること(通知払・要求払)
- ② 支払指図
送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。
- ③ 支払銀行
受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいう。
- ④ 関係銀行
支払銀行および送金のために以下のことを行う当行の本支店または他の金融機関をいう。
a. 支払指図の仲介
b. 銀行間における送金資金の決済

3. (送金の依頼)

- (1) 送金の依頼は、次により取扱います。
 - ① 送金の依頼は、窓口営業時間内に受付けます。
 - ② 送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。
 - ③ 当行は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
 - ① 外国送金依頼書に、送金原因その他所定の事項を記入してください。
 - ② 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。
 - ③ 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、運転免許証や在留カード等所定の本人確認書類を提示してください。
 - ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
- (3) 当行は、送金依頼人の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、各種確認や資料の提出を求めることがあります。
- (4) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する送金依頼人の回答、具体的な取引の内容、送金依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法等への抵触のおそれがあると判断した場合には、送金の依頼を受付けないことがあります。
- (5) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

4. (送金委託契約の成立と解除等)

- (1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、取扱番号を付して外国送金依頼書の写し又は送金実行通知を交付します。なお、この外国送金依頼書の写し又は送金実行通知は、解除や組戻

しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。

- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当行は責任を負いません。

- ① 取引等の非常停止に該当するなど送金が、外国為替法及び外国貿易法(以下「外国為替法」といいます。)や米国財務省外国資産管理室による規制(以下「OFAC規制」といいます。)、その他日本及び外国の外国為替関連法規に違反するとき
- ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
- ③ 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
- ④ 送金依頼人が送金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ⑤ 送金依頼人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

- ⑥ 送金依頼人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

- (4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第2項に規定する外国送金依頼書の写し又は送金実行通知とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- (5) 受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (支払指図の発信等)

- (1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。
- (2) 当行は送金実行のために、日本及び関係各国の法令・勸告・慣習、外国送金のシステム(スイフト等)が求める要件、及び関係銀行所定の手続き等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図書に記載して、関係銀行に伝達します。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。
 - ① 外国送金依頼書に記載された明細
 - ② 取引整理番号、依頼人の口座番号・顧客番号、及びその依頼人本人を特定する番号等
 - ③ 送金受取人の住所・口座番号、その他受取人を特定する情報
- (3) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当するときには、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。
 - ① 当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めるとき
 - ② 送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき
- (5) 前3項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (手数料・諸費用)

- (1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
- (2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。

- ① 変更手数料
- ② 再送手数料
- ③ 組戻手数料
- ④ 電信料、郵便料
- ⑤ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

7. (為替相場)

- (1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。
- (2) 第4条第4項、第9条第4項、第11条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

8. (受取人に対する支払通貨)

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

- ① 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- ② 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

9. (取引内容の照会等)

- (1) 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、依頼書の提出を求めることもあります。
- (2) 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当行が行う回答については、第5条第2項、同第3項及び第5項の規定を準用します。
- (4) 当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶やOFAC規制による資産凍結等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

10. (依頼内容の変更)

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金依頼書の写しとともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。
- (2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

11. (組戻し)

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金依頼書の写し又は送金実行通知とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。
 - ③ 組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼者に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、外国為替法やOFAC規制その他日本及び外国の外国送金関連法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

12. (通知・照会の連絡先)

- (1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、外国為替法やOFAC規制、その他日本及び外国の外国送金関連法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③ 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④ 受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤ 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥ 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- ⑦ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

14. (譲渡、質入れの禁止)

本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れすることとはできません。

15. (預金規定の適用)

送金依頼人が、送金資金等を当店の預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

16. (法令、規則等の遵守)

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

17. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当な方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、別途定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2019年7月1日現在)